別紙様式第八号10中「苦情処理及び紛争解決の体制」を「指定紛争解決機関との契約締結等の状況」に改める。

別紙様式第八号11中「（平成　　年　　月　　日加入、協会員番号：第　　号）」及び「（加入している信用情報機関名：　　）」を削る。

別紙様式第八号の二5中

建設業	件	%	百万円

を

農業、林業、漁業	件	%	百万円	%
建設業				%

に、「運輸業」を「運輸業、郵便業」に、「卸売・小売業」を「卸売業、小売業」に、「金融・保険業」を「金融業、保険業」に、「不動産業」を「不動産業、物品賃貸業」に、「飲食店、宿泊業」を「宿泊業、飲食サービス業」に、「医療、福祉」を「教育、学習支援業」に、「教育、学習支援業」を「医療、福祉」に、「個

人				

を

個人
特定非営利活動法人

に改め、記載上の注意中4を5とし、1から3までを1つずつ繰り下げ、2の前に次のように加える。

1　事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である貸金業者が、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第24条の6の10第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。

別紙様式第八号の二11中「（平成　　年　　月　　日加入、協会員番号：第　　号）」及び「（加入している信用情報機関名：　　）」を削る。

別紙様式第八号の二17中「保険」を「保健」に改める。

別紙様式第八号の三5中

建設業	件	%	百万円

を

農業、林業、漁業	件	%	百万円	%
建設業				%

に、「運輸業」を「運輸業、郵便業」に、「卸売・小売業」を「卸売業、小売業」に、「金融・保険業」を「金融業、保険業」に、「不動産業」を「不動産業、物品賃貸業」に、「飲食店、宿泊業」を「宿泊業、飲食サービス業」に、「医療、福祉」を「教育、学習支援業」に、「教育、学習支援業」を「医療、福祉」に、「個

人				

を

個人
特定非営利活動法人

に改め、記載上の注意中4を5とし、1から3までを1つずつ繰り下げ、2の前に次のように加える。

1　事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である貸金業者が、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第24条の6の10第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。

別紙様式第八号の三11中「（平成　　年　　月　　日加入、協会員番号：第　　号）」及び「（加入している信用情報機関名：　　）」を削る。

別紙様式第十二号中4を削り、5を4とし、6から10を1つずつ繰り上げる。

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第二条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十九号第1事業概況書2・営業所の増減に次のように加える。

（記載上の注意）

事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である資金移動業者が、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「法」という。）第54条第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

別紙様式第十九号第1事業概況書4・資金移動業の状況に次のように加える。

（記載上の注意）

事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である資金移動業者が、法第54条第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

別紙様式第二十号第1事業概況書2・営業所の増減に次のように加える。

（記載上の注意）

事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である外国資金移動業者が、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「法」という。）第54条第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

別紙様式第二十号第1事業概況書4・資金移動業の状況に次のように加える。

（記載上の注意）

事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である外国資金移動業者が、法第54条第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長に提出している場合には、記載を省略することができる。

別紙様式第二十一号2・中（2）を削り、（3）を（2）とし、（4）を（3）とする。

附　則

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の資金業法施行規則別紙様式及び第二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令別紙様式は、平成二十三年八月一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。